

「子供の未来応援基金」募金箱設置に関するガイドライン

〔令和元年 7 月 10 日〕
〔内閣府子供の貧困対策推進室〕

1. 目的

このガイドラインは、子供の未来応援基金（以下「基金」という。）へ寄付するための募金箱の設置にあたり、基金の趣旨に賛同する御寄付者の意思に沿った適切な管理運営が行われるよう募金箱の設置申込者及び管理責任者が遵守すべき事項等をまとめたものです。

2. 設置申込

募金箱の設置を希望する場合には、内閣府子供の貧困対策推進室（以下「内閣府」という。）まで申込の上、設置に係る登録を行ってください。なお、設置申込者は、本ガイドラインの全ての内容に同意したものとみなします。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合には、設置に係る登録が認められません。

- (1) 法令等に違反するとき又はそのおそれのあるとき
- (2) 公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき
- (3) その他内閣府が設置に係る登録が不相当と認めるとき

3. 設置場所

多くの人の目にふれ、かつ常時管理が可能な場所に設置場所を定めてください。

4. 募金箱の種類

募金箱の種類は、内閣府が指定する様式により作成したもの又は内閣府が現物を写真等により確認したものに限りします。

5. 募金箱の費用

募金箱の設置にかかる費用は、原則、募金箱設置申込者又は管理責任者に負担いただきます。

6. 募金の入金

集まった金額の多寡に関わらず、募金箱に寄せられた募金を、1年に1回は基金の銀行口座に振り込んでください。送金の確認ができない場合には、設置状況を確認させていただきます。

7. 禁止事項

内閣府は、次に掲げるいずれかに該当するときは、直ちに募金箱設置に係る登録を取り消します。

- (1) 募金箱が設置申込者又は管理責任者以外の者に譲渡又は貸与されたとき
- (2) 2.(1)から(3)までの規定に該当する状況が確認されたとき

(3) その他基金の信用を損なう行為等本ガイドラインの趣旨に反する行為が認められたとき

8. 変更の届出

募金箱の設置場所（住所、電話番号等）、管理責任者など、設置に係る登録内容に変更があったときは、速やかに内閣府に届け出てください。

9. 設置の中止

募金箱の設置を中止しようとするときは、速やかに内閣府にその旨連絡してください。

10. その他

本ガイドラインは、内閣府により、事前の通知なく変更される場合があります。